

令和3年度 川西市立清和台中学校 部活動運営規定

作成日(更新日):令和3年4月7日

川西市立清和台中学校は、適正な部活動の運営に向けて、文部科学省が平成30年3月に作成した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、兵庫県教育委員会が平成30年9月に作成した「いきいき運動部活動(4訂版)」、川西市教育委員会が平成30年11月に作成した「川西市における部活動の在り方に関する方針」に則り、部活動の運営の適正化と指導に当たる教職員の長時間労働の解消に向けて、「令和3年度 川西市立清和台中学校 部活動運営規定」を策定した。

1、「川西市における部活動の在り方に関する方針」に則った部活動の考え方

部活動は、学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な活動とします。

部活動の時間、学習時間、家庭や地域で過ごす時間など、バランスのとれた時間を確保します。

活動中は、安全な体制・環境づくりに努め、熱中症対策を十分に行い、事故を未然に防ぎます。

ジュニア期における適度な練習量と適切な休養を大切にします。

スポーツ医・科学的な観点を踏まえ、短時間で合理的な練習をします。

勝利至上主義による行き過ぎた活動はしません。

部活動による教職員の負担を軽減し、授業準備や教材研究の時間を十分に確保します。・・・

2、休養日及び活動時間について

本校の部活動の運営については、「川西市における部活動の在り方に関する方針」に則り、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、スポーツ活動時間に関する医・科学的な観点を踏まえるとともに、教職員の勤務負担軽減の視点から、顧問の多忙化解消の観点を踏まえ、次に掲げる事項を基準とする。

- (1) 週当たり2日以上休養日を設ける。
 - * 平日に少なくとも週に1日は休養日とする。
 - * 土曜日、日曜日及び祝日等は、少なくとも1日以上は休養日とする。
 - 但し、土曜日、日曜日及び祝日等の週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を一週間以内に他の日に振り替える。
- (2) 1日の活動時間は、平日2時間、土曜日、日曜日及び祝日等の週休日は、3時間程度とする。但し、練習試合等の場合は、校長が許可した場合のみ活動時間の延長を認めることがある。
- (3) 長期休業中の休業日の設定については、学期中に準じた扱いを行う。
 - * 夏季休業中においては、8月10日～8月16日までの1週間は、休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - * 冬季休業中においては、12月28日～1月3日までの1週間は、休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (4) 始業前の早朝練習については、生徒の健康面・安全面及び家庭への負担がかかることや、顧問（教職員）の多忙化を招くことから、行わない。
- (5) 終日行われる大会や校外練習試合、イベント等の参加については、生徒の健康及び定期考査や学校行事等の日程を考慮し精査する。
また、長時間にわたっての活動や交通費等における家庭の経済的負担を軽減する。
- (6) 合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）は、行わない。

令和3年度 川西市立清和台中学校 部活動運営規定

部活動指導委員会

第1条 目的

部活動は、文化的・体育的諸活動を通じて、心身の鍛練、技能及びマナーの向上、知識の習得、協調精神の育成等を目指す者の集いであり、学年・学級の所属を離れた同好の者によって組織される自発的集団である。その最終目的は、心身の調和のとれた豊かな人間形成にある。

第2条 入部と退部

- ① 入部は一人一部とし、入部届を顧問に提出し許可を得る。入部届は所定の用紙に保護者、担任の承認印を必要とする。
- ② 退部手続きは、入部手続きに準ずる。その際、家庭、担任とも十分な話し合いをもつこととなる。
- ③ 新入生については、見学、仮入部期間を設けることとする。仮入部の手続きは入部手続きに準ずる。
- ④ 2年次以降、継続して部活動に所属する場合は、継続届を提出することとする。（年度更新制）

第3条 部長（副部長）

各部は各年度に、部長1名（必要に応じて副部長1名）を選出するものとする。部長（副部長）の仕事は以下の通りとする。

- ① 部活リーダー会、予算調整会、生徒会及びその他学校が主催する会合等に参加・出席する。
- ② 活動計画に従い部員を指導する。
- ③ マナー面（校内外を問わず、言葉づかい、挨拶、態度がきちんとしてきているか）で部員を正しく指導する。

第4条 部の新設・改廃

部の新設・改廃については生徒の意見を参考に、物的・人的諸条件を十分に考慮した上で、毎年度職員会議で決定する。

廃部となった部があった場合、職員会議で協議の上、新たに部を新設できることも可能である。

第5条 活動の条件

- ① 全ての活動を通じて、顧問および部活動指導員の監督が必要である。ただし、校内の活動においては、顧問が校内にすることが最低条件となる。顧問が不在で代理顧問を依頼するときは、顧問は部長に連絡させる。ただし、休業日、休日の代理顧問は原則として認めない。
- ② 平日の放課後においては学級優先時間は下の通りに定める。なお、学級優先時間であっても特に用のない生徒は終学活終了後速やかに部活動に参加するものとする。
・6時間授業（50分授業）の場合は16時15分まで学級優先
- ③ 完全下校時刻15分前には活動を終了し、後片付けを始め、完全下校時刻には制服に更衣して全員校外に出ているようにする。校門付近でのミーティングは行わないこと。
- ④ 土曜・日曜・休日の練習は、顧問の指示があった場合にのみ行い、特別な事情がない限り8時から18時の間での活動とする。
- ⑤ 公式戦、対外試合、演奏会、コンクール・発表会等の当日およびその直前を除き、活動は平日2時間、休日3時間程度を原則とする。ただし、試合等学校長が許可した場合のみ延長が認められる。
- ⑥ 午前授業・午後部活動、短縮期間中の昼食については、自分の所属する学級でとることとする。後片付け、戸締まりは使用した者が責任を持って行う。
- ⑦ 全部員は、部員である以前に一般生徒として、清和台中学校の諸規則に従う。

第6条 休業中の活動

- ① 特別な事情がない限り顧問の指導の下に8時から18時の間で、休業中の活動計画表によって指定された時間に活動する。
- ② 定められた場所でのみ活動し、それ以外への立ち入りは禁止する。従って更衣、食事等は活動場所で行う。
- ③ 平常と同様に自転車通学、買い食い等は禁止である。また登下校は基準服かジャージ、もしくは部活で定められた服装で行う。
- ④ 合宿は学校として許可しない。
- ⑤ 長期休業中の休養日の設定については、学期中に準じた扱いを行う。また夏季休業日には、一週間以上のまとまった休養期間を設けることとする。

第7条 部活休止

- ① 中間考査、期末考査の一週間前の日から考査終了日までは活動休止期間とする。
- ② 活動場所において暑さ指数（WBGT）が 31℃以上となった場合、その場での活動を中断する。活動再開は、WBGT が 31℃以下になるまで待つが、避暑地など WBGT31℃未満の場所で顧問の指示のもと行うこととする。
- ③ その他学校行事や顧問の都合により、臨時に休止または短縮することがある。

第8条 活動停止、その他の処分

部の規律を乱したり、不名誉な行為があった場合、顧問の権限において退部させることがある。また、清和台中学校の諸規定、当規定に違反した部は活動停止処分を受けることがある。

第9条 部費

各部は必要に応じて活動のための費用を徴収してもよい。部費を徴収する場合は、年度末に必ず決算報告を行うこと。

第10条 内規

部活規定等についての細かい約束事については内規に従うものとする。

第11条 改正

本規定及び内規の改正は、原則として部活動指導委員会が原案を提出し、職員会議で過半数の賛成があった場合にのみ行うことが出来るものとする。

第12条 ノー部活デーの設置

全ての部活動は、毎週平日に 1 日、土日祝（祭）日に 1 日、ノー部活デーを設置しなければならない。なお、土日祝（祭）日の週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を 1 週間以内に他の日に振り替えること。

第13条 活動計画

各部活動は、年度初めに活動方針を作成し各部員に周知し、学校ホームページへの記載を行う。また、月毎に活動計画を作成し各部員へ配布する。

川西市立清和台中学校部活動 内規

内規 1 部の存続及び新設・改廃の手順 (第4条の補足)

(基本方針) 部活動は生徒と顧問との信頼の上に成り立っているものとし、学校・職員の状況に合わせて新設・改廃を行うことが出来るものとする。但し現存の部活動を廃部にする場合は、その部活に在籍している生徒の現状を踏まえて対処し、職員会議で検討して決定する。新設する場合は、学校の現状、生徒の現状を考慮して職員会議で決定する。

(具体的な手順)

1. 年度当初に全ての部活は部活動指導委員会の教師の指示によりミーティングを行う。
2. 教職員の顧問希望調査をもとに部活動指導委員会が中心になって顧問の調整を行う。なお、全教員が顧問となる全員顧問制とする。
3. 新顧問が決定する間の活動は、暫定顧問の指示に従う。暫定顧問は原則として、前年度の顧問で担当する。人事異動等で前年度の顧問が不在の場合は、代理顧問をたてる。
4. 顧問の調整がつかず、顧問が決定しない部活動は職員会議で十分討議した上で、存続もしくは廃部を決定する。その場合、その部活に在籍している生徒や保護者の意向も参考にする。
5. 職員会議で新しい顧問が決定した後、部活動指導委員会は部活リーダー会を開いてその旨を連絡する。部活リーダーは、部活の基本方針と新顧問を部員で確認した後、新顧問に顧問就任を依頼する。
6. 何らかの意向で新入生の入部を制限もしくは募集しない場合は事前に部活指導委員会と協議し、職員会議での承認(会議に出席している職員の過半数)を得るものとする。

内規 2 完全下校時刻 (第5条の補足)

完全下校は次の通りとする。

- 3月1日～9月30日・・・・・・・・・・18時00分
- 10月1日～10月31日・・・・・・・・・・17時30分
- 11月1日～1月31日・・・・・・・・・・17時00分
- 2月1日～2月28日・・・・・・・・・・17時30分

内規 3 代理顧問 (第5条の(1))

顧問が出張等、校内に不在の時は活動休止か、代理の教師に依頼して練習してもよい。代理を受けるのは原則として一つのみとする。代理は顧問から教師への依頼によるものとする。なお、休業日、休日の代理は認めない。

内規 4 土曜・日曜・祝祭日の練習 (第5条の補足)

練習の場所の調整は、関係する顧問で行う。調整がつかない場合は部活指導委員会で決定する。土曜・日曜・祝祭日の体育館割り当ては部活指導委員会が行う。

内規 5 休業中の活動計画 (第6条の(1))

各部の顧問は長期休業10日前までに活動計画表を作成し、部活動指導委員会に提出する。部活動指導委員会は場所・時間等を記載した予定表を掲示する。

内規 6 部活参観

毎年5月下旬ないし6月上旬に全保護者を対象とした、部活懇談会(活動の見学を含む)を実施し、顧問の意向を伝えたり保護者からの要望意見を聞く場とする。

内規 7 新入部員 (一年生)

毎年4月中に新入生を対象とした部活紹介を、生徒会とタイアップして実施し、その後自由見学・仮入部期間とする。この間一般部員と同様の激しい活動や後片付け等はさせないように配慮する。細かい日程については部活指導委員会が職員会議に提案し、決定する。

内規 8 体育館・武道場の使用

体育館・武道場の使用計画については、月ごとに担当者が作成する。

内規 9 学校行事等による活動休止 (第7条の補足)

以下の時すべての部活は活動を休止する。

- ① 考查前1週間・・・第7条に記述
- ② 全職員の出張時（校内外問わず全職員が参加するもの。教育講演会、道徳研修会など）
- ③ 校内研修等発表会の午後
- ④ 校外学習当日及びその健康観察日（代休日と健康観察日が連続する場合、健康観察日を最初に優先し、代休を後にするものとする。代休については練習を可とする。）
- ⑤ 気象警報（特別警報を含む）が午前9時までに解除されない場合。（学校が定める「気象警報等発表時」の規定に準ずる。

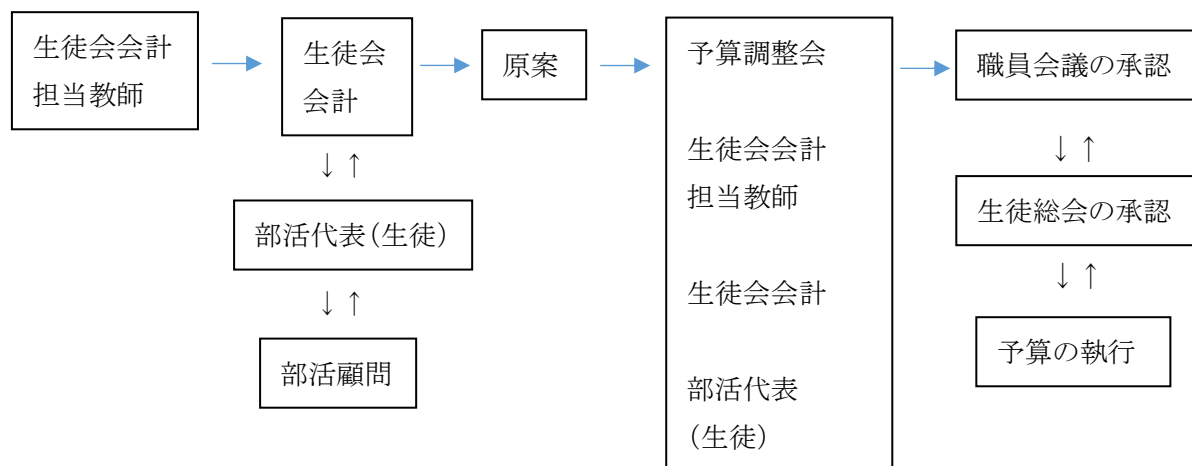
但し、中体連主催の大会やそれに準ずる大会や発表会が控えており、顧問から要請があった場合は上記の限りではない。

また地震等災害発生時は、学校（顧問）から指示があるまでは活動せず、顧問の指示を仰ぐこと。
（学校が定める「地震発生時」の規定に準ずる）

内規 10 ミーティング

教室を借りるときは、顧問が直接その場所の管理者に届けて承認を得ることとし、片付け・戸締まりは必ず顧問が最終確認をする。

内規 11 予算編成



内規 12 校外引率

- ① 校外での大会等へ生徒が参加する場合、必ず顧問または部活動指導員が引率を行わなければならない。
- ② 練習試合等で校外に出る場合、届け簿に記入するなどして所在をはっきりさせておく。
- ③ 特に安全面に配慮し、家庭へは予定表や要項などを配布するとともに、開始・終了時刻・交通手段等必要事項を事前に何らかの方法で連絡しておく。

内規 13 原則に合わない事態が生じた場

当規定及び内規の原則に合わない事態が生じた場合（練習時間帯の変更等）、必ず事前に職員会議に報告し、その承認（出席教員の過半数の賛成）を得なければならない。突発的なケースは事後報告で事情を説明することとする。

内規 14 後片付け

- ① 部によって片付けにかかる時間が異なるので、それを計算に入れて早く終わるように指導する。特に、上級生が下級生に過度な負担を押しつけることのないよう配慮する。
- ② グラウンド・体育倉庫及び体育館の後片付け
 1. 戸締まり・清掃当番を使用する部活で決めておく。
 2. 戸締まり・清掃の不十分な場合があれば、ミーティングを開いて対策を考える。
 3. 最終点検は原則として顧問が行う。
 4. コートやグラウンドのトンボかけ・モップかけは、各部が自分たちの使用した場所を責任を持って行う。

内規 1 5 平日の優先時間について

平日の放課後においては学級優先時間は下の通りに定める。なお、学級優先時間であっても特に用のない生徒は終学活終了後、すぐに部活に行くように指導する。なお 委員会活動など、全体にかかわる場合は例外とし、学級の特殊事態ややむをえない場合においては事前、または事後に担任と顧問と連絡を取り合い、生徒が板ばさみにならないように配慮する。なお行事前においては別途協議する。

- ・ 6 時間授業（50 分授業）の場合は 16 時 15 分まで学級優先

内規 1 6 ノー部活デーの設置（第 1 2 条の補足）

ノー部活デーの徹底実施をする。平日は、月曜日が原則会議デーとなるため、全部活動一斉で終日ノー部活デーを実施する。なお、会議のない週などノー部活デーを設定していない週は各部活動で平日 1 日ノー部活デーを設けることとする。土日祝（祭）日においては、毎週必ず 1 日を休養日とする。また、生徒の体調等も考慮し、適宜ノー部活デーを設定する。

内規 1 7 部活動指導員及び外部指導員について

生徒が安全で充実した指導が受けられるとともに、教職員の負担軽減が図られるよう、学校長の判断のもと、専門的な知識や技能を持った部活動指導員及び外部指導員を配置することができる。それぞれの指導員についての詳細は以下のとおりである。

部活動指導委員

- ・単独で部活動指導をすることができる。
- ・単独で大会や校外等に生徒を引率することができる。

外部指導員

- ・顧問が不在時、単独で部活動指導をすることができない。
- ・単独で大会や校外等に生徒を引率することができない。